

収納事務受託事業者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により収入金の徴収事務を次のとおり委託したので、法243条の2第2項の規定によりお知らせします。

【収納事務受託事業者の指定】

1. 委託した事務

中間市総合会館使用料を収納する事務

2. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 受託者

○中間市大字上底井野59番地1

公益社団法人 中間市シルバー人材センター
理事長 石田 凱久